

# 六甲アイランド芝生広場 利用規定

令和2年4月1日改訂

## 【前文】

六甲アイランド芝生広場は、神戸市都市局（所有者）と六甲アイランド地域振興会との協定をもとに、維持管理をしています。

全てのみなさんが気持ちよく利用できるよう、定められたルールを守りましょう。

## 【利用時間】

午前9時～午後6時

※ただし、「専用利用時（別記）」は上記時間内であっても一般の方は利用できません。

## 【禁止事項】

六甲アイランド芝生広場では、下記の行為を禁止します。

- ・ゴミの放置及び投棄
- ・周辺道路への駐車及び広場内への自動車・バイク・自転車の乗り入れ
- ・火気の使用及びバーベキューなどの行為
- ・近隣住民の迷惑となる騒音行為（花火を含む）
- ・ゴルフや野球などの素振りを含めた球技（ただし小学生以下の遊戯は除きます。また、常任幹事会が利用団体と実施球技種類を承認した場合は、その団体の専用利用を前提として球技利用が可能です。）
- ・管理者の許可なく行う営利目的の催し及び講習会、教室等
- ・利用時間以外の利用・侵入
- ・政治、宗教に係わる行為、公序良俗に反する行為、他人に危険や迷惑をかける行為
- ・その他管理者が不適切とする利用方法は一切禁止とします。

上記の禁止事項を守らない利用者は、個人・団体にかかわらず今後一切の利用をお断りいたします。

## 【広場内でのトラブル・事故等について】

六甲アイランド芝生広場内での事故・トラブル等について、神戸市都市局および六甲アイランド地域振興会は一切の責任を負いかねます。

また、禁止行為・トラブル等があった場合、地域振興会関係者による対応はできません。

その場にいらっしゃる当事者間で解決くださるようお願いいたします。

## 【お問い合わせ先】

当広場に関するお問い合わせ、ご連絡は下記までお願いいたします。

六甲アイランド地域振興会事務局 TEL：078-857-3451／FAX：078-763-4562

E-mail：ric-shinkoukai@kobe.zaq.jp

※留守番電話対応時は、お問い合わせ内容をメッセージに残していただきますようよろしくお願いいたします。

## 【専用利用】

六甲アイランド芝生広場は、各種イベント等の開催のための専用利用制度を設けています。

専用利用時は、一般の方はご利用できません。

### 1. 専用利用 基本概要

#### ・専用利用可能時間

午前9時～午後6時（原則）

※ただし、準備および撤収の時間として前後1時間の利用が可能です（午前8時～午後7時）

※早朝および夜間は近隣住民の方の迷惑とならないよう、特にご注意ください。

※上記時間外での利用を希望される場合は別途ご相談ください。

#### ・利用面積

全面利用時／約18,500㎡（約130m×約80m+約90m×約90m）

半面利用時／約10,400㎡（約130m×約80m）

※半面のみ専用利用時は、広場の西側スペース（約8,100㎡、約90m×約90m）を一般利用可能とします。その際は専用利用者にて区切りなどを行ってください。

#### ・申込受付の開始日程

原則として半年前より、芝生広場の専用利用受付を開始します。ただし、半年より前に専用利用申込を希望される場合は、別途ご相談ください。

### 2. 専用利用料金

専用利用時の料金については、下記表を参照してください。

#### <非営利行事>

※表示料金は1時間分です。

	半面利用時	全面利用時
六甲アイランド地域振興会 加盟法人・団体	¥1,000-	¥1,500-
一般法人・団体	¥2,000-	¥3,000-

#### <営利行事>

※表示料金は1時間分です。

	半面利用時	全面利用時
六甲アイランド地域振興会 加盟法人・団体	¥2,000-	¥3,000-
一般法人・団体	¥4,000-	¥6,000-

・長期および定期での専用利用を希望される場合は、六甲アイランド地域振興会へご相談ください。

・主として島内住民で組織され、常任幹事会で承認された団体は、六甲アイランド地域振興会加盟団体と同等の扱いとします。

・「営利行事」での利用申込みについては、（株）ニュースダストへお問い合わせください。

・「非営利行事」および「営利行事」の区別について

非営利行事…参加無料の運動会、スポーツクラブ活動、講演会、研修会、社会貢献活動などをはじめ、その他六甲アイランド地域振興会が非営利行事と認めるもの。

営利行事…来場者からの入場料および参加者からの参加料・出展料等を徴収する行事、特定企業の広告物等が掲示される行事をはじめ、その他管理者が営利行事と認めるもの。

### 3. 利用申込方法

- ・別紙「六甲アイランド芝生広場利用申込書」に必要事項を記入の上、事務局に持参いただくか F A Xにてお申込みください。
- ・専用利用は法人・団体単位での申込のみ可能です。個人での申込・利用はできません。
- ・申込書に記入欄に不備がある場合はご利用いただけません。
- ・申込書は六甲アイランド地域振興会事務局にてお渡ししています。
- ・申込手続き完了後の主催者都合によるキャンセルは、別途キャンセル料を申し受けます。
  - ①使用日の 61 日前までのキャンセル……………基本使用料の 2 5 %
  - ②使用日の 60 日前から 31 日前までのキャンセル…基本使用料の 5 0 %
  - ③使用日から 30 日前までのキャンセル……………基本使用料の全額

### 4. 専用利用時の注意事項

- ・利用目的・内容により、専用利用をお受けできない場合があります（危険を伴う、公序良俗に反する、など）。専用利用を希望される際は、申込書に必ず明確な利用目的を記入してください。
- ・専用利用時は、申込書に記載された代表者が必ず現場に就き、管理者との連絡がつく状態にしてください。代表者が不在になる場合は、事前に代理の方の連絡先をお伝えください。
- ・広場周辺には住宅があるため、近隣住民の迷惑となるような騒音や活動は中止していただくことがあります。
- ・広場内に車両を乗り入れることはできません。
- ・原則として、広場内での飲食営業は禁止しています（芝生養生のため）。  
ただし、イベント等での飲食営業を強く希望される場合は、事前にご相談ください。
- ・広場内は原則として禁煙です。喫煙を希望する際は、主催者にて必ず灰皿を設けてください。
- ・利用時に出たゴミはすべて主催者にて処理し、広場内に残すことのないよう注意してください。
- ・管理者に連絡なく、申込書に記載された利用内容を変更したり、記載にない内容を実施している場合、専用利用を取消・中止することがあります。
- ・利用後は必ず広場内を清掃の上、原状回復をしてください。著しい汚損、破損などが発生した場合は、主催者に別途清掃費・修繕費を請求することがあります。
- ・広場内における事故・トラブル等について、神戸市都市局および六甲アイランド地域振興会は一切の責任を負いかねます。
- ・不測の事故・災害等により、広場の利用が困難になった場合に発生する損害等については、神戸市都市局および六甲アイランド地域振興会は一切の保証をいたしません。

### 5. 専用利用に関する申込・問い合わせ先

六甲アイランド地域振興会事務局 TEL : 078-857-3451 / FAX : 078-763-4562

E-mail : ric-shinkoukai@kobe.zaq.jp

株式会社 ニュー ス ダ ス ト TEL : 078-857-0677 / FAX : 078-857-8475

※留守番電話対応時は、お問い合わせ内容をメッセージに残していただきますようよろしくお願いいたします。